

福島県と伊藤忠商事株式会社との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と伊藤忠商事株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ的確に対応し、水素社会の実現やイノベーション、災害対策などを図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）水素及びエネルギーに関すること
- （2）イノベーションに関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）子ども・青少年育成に関すること
- （5）風評払拭・風化防止及び地域の魅力発信に関すること
- （6）その他、地域の活性化等に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間中であっても、甲及び乙は、1か月前に書面で相手方に対しその旨通知することにより、いつでも本協定を解除することができるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の有効期間中、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を第2条に定める連携事項等の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならない（但し、各当事者の子会社又はアドバイザー等への開示は除く）ものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

（法的拘束力）

第7条 本協定は、第3条から第7条の規定を除き、法的拘束力を有しないものであることを両者確認する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月26日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県

福島県知事

内堀 雅雄

乙：東京都港区北青山2丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社

代表取締役社長 COO

石井 敬太